

# 革新的イノベーション拠点形成事業費補助金交付要綱

平成25年9月1日

(補助金の交付の目的)

第1条 この要綱は、文部科学省「革新的イノベーション創出プログラム COI STREAM」事業に関連する神戸地域を核とする革新的イノベーション拠点形成に寄与する事業（以下、「革新的イノベーション拠点形成事業」という。）の実施に係る経費を補助することで、神戸地域を核とする革新的イノベーション拠点の形成を図り、神戸医療産業都市を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「補助事業者」とは、文部科学省「革新的イノベーション創出プログラム COI STREAM」事業に関連する革新的イノベーション拠点形成事業を進める実施機関のことをいう。

2 この要綱における「補助事業」とは、文部科学省「革新的イノベーション創出プログラム COI STREAM」事業に関連する神戸医療産業都市の推進に資する革新的イノベーション拠点形成事業をいう。

(補助金の交付の対象)

第3条 補助金は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な次に掲げる経費に対し、市長が必要かつ適当と認めるものについて予算の範囲内において交付する。

補助事業者による、以下の①～⑤の補助事業の運営に係る経費

- ① 産学連携・事業化支援に関する事業
- ② 広報・情報発信事業
- ③ 国際連携事業
- ④ 人材育成事業
- ⑤ その他特に市長が必要かつ適当と認める事業

(補助率)

第4条 神戸市が交付する補助金の額は、予算の範囲内において、次表のとおりとする。

対象事業	補助金の額
第3条に規定する事業	補助金交付の対象となる経費の10分の10以内とする

(補助事業の対象期間)

第5条 補助事業の対象期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書及び事業計画書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、市長が必要と認めるときは、速やかに、補助事業の遂行状況報告書を提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は翌会計年度の4月30日のいずれか早い日までに補助事業の実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額の確定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その越える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の概算払及び精算払の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書又は補助金精算払請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第12条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(検査等)

第13条 市長は、補助事業について、必要と認めるときは、補助事業者に対し必要な指示を行い、報告を求め、又は検査をすることができる。

(事情の変更)

第14条 市長は、補助金の交付の決定後、天災地変又は特別の事情が生じた場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(施行の細則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、企画調整局長が別に定める。

附 則

1. この要綱は、平成25年9月1日から適用する。